

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 宝窓委 - 3 0
- 2 案件名 令和 5 年度 デジタル手続法第 1 0 号施行日対応
業務 A P 適用等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 履行期間 契約の日から令和 6 年 (2024 年) 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

本件は、すでに稼働している住民基本台帳ネットワークシステムへのアプリケーション追加適用等に関する業務委託であり、現在稼働している機器のソフトウェア保守を行っている上記契約相手方へ委託することによる安定した住民基本台帳事務の継続やセキュリティ対策の確保が必要であるため。

7. 問合わせ先

課名：窓口サービス課 内線：2473

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 5 宝窓委 - 3 1
- 2 案件名 令和 5 年度プリンタ更新に伴う住基システム等設定変更
対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 履行期間 契約の日から令和 6 年 (2024 年) 1 月 1 2 日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本件は、本市のプリンタ更新にあたり、既に稼働している住基システム等の
出力帳票の連携設定を変更するものであるが、既存住基システムの著作権を保
有しているのは上記契約相手であることから、随意契約を締結するもの。
- 7 問合わせ先
課名 : 窓口サービス課 内線 : 2471

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-18
- 2 案件名 焼却棟常用発電設備空気冷却器補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)3月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪府東大阪市鴻池徳庵町3-6-5
社名： シンフォニアエンジニアリング株式会社 大阪支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本補修は、限られた発電設備の停止期間中に確実に整備を実施する必要がある、既存発電設備を熟知した製造元のメンテナンス会社である上記の業者しかできないため。
7. 問い合わせ先
課名： 管理課 内線： 87-4844